

「明日香応援券（第六弾）」の使い忘れはありませんか？（12月末まで）

【利用期間】 12月31日（火）まで

【配布額面】

1世帯あたり5,000円（専用券500円×6枚綴り、共通券1,000円×2枚綴り）
 ※令和6年8月15日現在で住民基本台帳に記載されている世帯主が対象



▲村内全登録店舗で使用可能な「共通券」



▲コンビニエンスストア・大型スーパーマーケットを除く村内登録店舗で使用可能な「専用券」

【利用方法】

- ・村内の登録店舗にて、専用券は500円以上、共通券は1,000円以上利用時に使用できます。（釣り銭は出ません。）
- ・裏面に世帯主名を署名の上、ご利用ください。（同一世帯の方が利用可）



▲利用可能店舗等、詳細はこちら

【問い合わせ】 観光農林推進課 ☎54-9020

買い物をお手伝いします

スーパーなどへのお出かけに不安がある方を対象に、あすかデマンド乗合交通の利用や、自宅から停留所までの往復、店内での移動などをサポートします。

買い物へかけてみませんか？

【対象者】

70歳以上または障がい者の方

【内容】

・あすかデマンド乗合交通の登録、予約

・自宅から停留所までの付き添い

・買い物中の見守り

・自宅への商品の運搬補助

・その他、相談により対応

【日程・行き先】

①12月5日（木）キリン堂高取店

②12月11日（水）

スーパーエバグリーン飛鳥店

③12月26日（木）

スーパーエバグリーン飛鳥店

いずれも13時30分～15時30分

※買い物時間は1時間程度

【利用料】 500円

【申し込み・問い合わせ】

社会福祉協議会

☎54-2740

障害者週間

12月9日は、1975年に国連総会で「障害者の権利宣言」が採択された日です。障害者基本法では、12月3日から9日までを「障害者週間」と定めています。

【知っていますか？ヘルプマーク】

ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるためのマークです。このマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。「色々な事情があつて困っている方がいる」ということを知っていただき、できる範囲でご配慮いただくようお願いいたします。

（例：思いやり駐車場マークのある駐車スペースは空けておく、点字ブロックの上には荷物を置かないなど）

【ヘルプマークを使いたい】

・対象者
 身体障がい、知的障がい、発達障がい、精神障がいなど（種別は問いません。）

・配布場所
 健康づくり課（まずはお問い合わせください。）

☎54-5550



▲ヘルプマーク
 赤地に白い十字とハートマークが書いてあります。

小中合同マラソン大会

明日香小学校と聖徳中学校の「小中合同マラソン大会」を予定しています。

子ども達は完走を目指して頑張りますので、保護者の皆さま・地域の皆さまの応援をお願いします。

マラソンコースは、低学年コース・高学年コースがあり、小学生はそれぞれのコースを、中学生は、高学年コース1周と低学年コース1周を走ります。

【日時】 12月12日(木) 10時頃～ ※中止の場合は13日(金)に延期

【場所】 明日香村近隣公園周辺

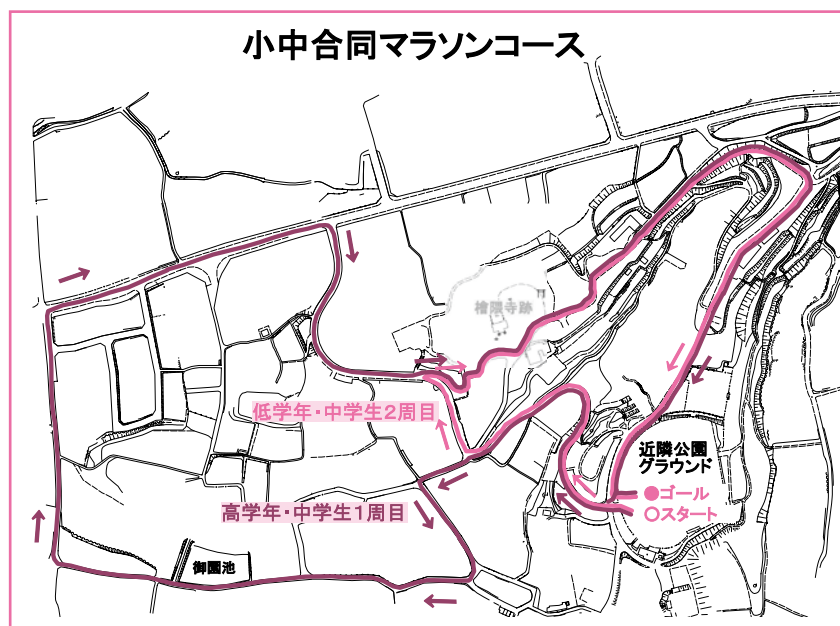
【お願い】

- ・交通やコースの妨げにならないようご配慮ください。
- ・地域の方々にはご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

【問い合わせ】

教育課

☎54-3637



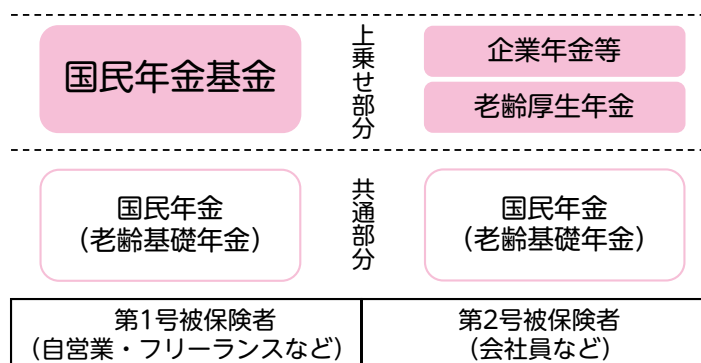
お知らせ

ご存じですか国民年金基金

国民年金基金は、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする公的な年金です。掛金は給付の型（終身型）と口数、年齢などにより決定され、受取額についても加入時に決定されます。納めた金額は全額年末調整や確定申告時に社会保険料控除の対象となり、受け取る年金も公的年金等控除が適用されるなど税制面での優遇措置もある制度です。

【加入できる方】

- ・20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者（保険料の免除および猶予者、農業者年金基金の加入者を除く）
 - ・日本に住所を有する60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方
 - ・国外在住で国民年金に任意加入している方
- ※この基金に加入された方は国民年金の付加保険料は納付できません。

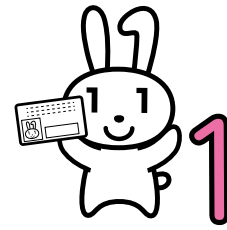


【問い合わせ】 全国国民年金基金 近畿支部 ☎0120-65-4192

マイナンバーカードの出張申請（自宅訪問）サービス受付中

高齢者や身体が不自由な方、小さいお子さんがいらっしゃる方など、マイナンバー申請のための来庁が難しい方に向けて、ご自宅へのお出張申請サービスを行っています。できあがったカードはご自宅へ郵送します。詳しくは、村HPをご覧くださいか、電話でお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】 住民課 ☎54-2282



▲村HP

マイナ保険証のご案内

マイナンバーカードを、健康保険証として利用できます！
※利用者登録が必要です。



【問い合わせ】
住民課 ☎54-2282



「マイナ保険証」を利用すると、どんないいことがあるの？

より良い医療が可能に！

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる！



手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！



自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！



オンラインで医療費控除がより簡単に！

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに！



健康保険証としてずっと使える！

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



更生保護女性会の活動を紹介します

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動と、青少年の健全育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生への協力を目的とするボランティア団体です。

■犯罪予防活動 社会を明るくする運動に参加 ■社会参加活動 愛の善意募金活動

■更生保護施設に対する協力活動

■子育て支援地域活動 登園時の挨拶運動等
“明るい社会”を目指し、子ども達の健やかな成長を願って幅広く活動しています。

●10/31 県外研修@和歌山刑務所

説明をお聞きした後、実際に受刑者が生活している場所を見学させていただきました。

●11/8 クリーンキャンペーン@飛鳥地区
ゴミ拾いを行いました。

●今後の予定

1月に実施する新年の集いで、聖徳中学校卒業生へのメッセージカードも作成予定です。

会の趣旨に賛同いただける方なら、年度途中であっても参加できます。詳しいことは、下記へお問い合わせください。

【問い合わせ】 明日香村更生保護女性会事務局（健康づくり課内） ☎54-5550



公的年金等の源泉徴収票 をお届けします

1月中旬から下旬にかけて、日本年金機構から順次全国の年金受給者へ『公的年金等の源泉徴収票』が発送されます。

源泉徴収票は、所得税および復興特別所得税の確定申告（住所地を管轄する税務署で受付）の際の添付書類等として必要となりますので大切に保管してください。

【電子データでも確認できます】

マイナポータルにて「ねんきんネット」の連携手続きを行い、電子送付の申込をされた方には源泉徴収票の電子データを送付します。e-taxでの確定申告などに使用可能です。

源泉徴収票の再交付

源泉徴収票は再交付が可能です。日本年金機構ねんきんダイヤル「0570-051165」へお問い合わせください。ご本人の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所と、電話をおかけになった方の氏名、ご本人との続柄、電話番号を確認されます。なお、送付先は、日本年金機構に登録されているご本人の住所となります。

年金事務所の窓口での再交付手続きの場合は、事前に予約をしていただき、手続きに必要な書類をご確認ください。

問い合わせ

桜井年金事務所
☎4210033



消費生活相談から

不安をあおって契約させる
給湯器の点検商法に注意!

《事例》

いきなり業者が訪問し「ガス給湯器の点検に回っている」と言われたので話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見た様子で「すぐに交換しなければ危ない」と言ってきた。

最近交換したばかりなので不審に思ったが、もし不具合があり、お風呂にも入れなくなったら大変だと思い、承諾してしまった。費用は約50万円だという。

高額だし不審なのでこの契約をやめたい。
(60歳代)

《アドバイス》

- 点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。
- 点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。本当に交換が必要か契約先のガス事業者やメーカーに相談しましょう。

ましょう。

- 購入する場合は、複数社から見積りを取ることが大切です。
- 給湯器は、長時間の使用により重大な事故が起る可能性もあります。10年を目安に信頼できる事業者による点検や取り換えが推奨されています。

○消費生活相談を実施しています。

お店や通販の商品に納得できない、不本意な契約、訪問販売や電話勧誘など消費生活に関するお困りごとがある際はご相談ください。クーリング・オフのお手伝いも可能です。

※個人間のトラブルに関する相談や、事業者等団体からの相談はお受けできません。

【相談日時】

毎週火曜日（祝日および年末年始を除く）・13時～16時

【場所】 役場 相談室中

【問い合わせ】

・明日香村消費生活相談窓口
☎54122282

※住民課直通の電話番号です。相談の方は「消費生活相談」を希望であることをお伝えください。

※相談日時以外でお急ぎの方は消費者ホットラインへ ☎188

*奈良県消費生活センター等につながります。

大和都市計画区域区分 などの変更案の縦覧

【都市計画案の種類】

- ①市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(県決定)
- ②歴史的風土特別保存地区の区域の変更(県決定)
- ③市街化調整区域の容積率の指定(県決定)
- ④用途地域の変更(村決定)
- ⑤明日香村風致地区の区域の変更(村決定)

【案の縦覧】

〈期間〉
11月29日(金)～12月13日(金)
8時30分～17時15分
(土・日・祝日を除く)

〈場所〉

- ①奈良県県土利用政策課
- ②奈良県景観自然環境課
- ③奈良県建築安全課
- ④⑤明日香村総合政策課

【意見書の提出】

村民および利害関係人は、意見書を提出できます。

〈提出方法〉

意見書に必要事項を記入し、各提出先へ持参または郵送。

〈提出期限〉

12月13日(金)まで※必着

〈提出先〉

- ①〒630-8501
奈良市登大路町30番地
奈良県県土利用政策課
- ②〒630-8501
奈良市登大路町30番地
奈良県景観自然環境課
- ③〒630-8501
奈良市登大路町30番地
奈良県建築安全課
- ④⑤〒634-0142
明日香村大字橋21番地
明日香村総合政策課

【問い合わせ】

総合政策課
☎54-9018
FAX 54-2440
✉ seisaku@tobutori-asuka.jp

奈良県立万葉文化館 からのお知らせ

〈展覧会〉

特別展 富本銭特別展示

天武天皇と〈飛鳥・藤原〉の文化

【会期】

12月8日(日)まで

【観覧料】

一般 1,200円
高校・大学生 500円
小・中学生 300円

〈講座〉

■万葉集をよむ (無料)

「夏の雑歌(3) (巻8:1480
～1488番歌)」

【日時】

12月4日(水) 14時～15時30分

【講師】

中本和(当館主任研究員)

【定員】 150名(予定)

会場参加は事前申込不要
オンライン視聴のみ要事前申込

■万葉古代学講座 (無料)

「万葉歌と楽府詩」

【日時】

12月15日(日) 14時～15時30分

【講師】

井上さやか(当館企画・研究係長)

【定員】 150名(予定)

会場参加は事前申込不要

オンライン視聴のみ要事前申込

※詳しくはHPをご覧ください。

【問い合わせ】

奈良県立万葉文化館
☎54-1850



▲万葉文化館HP

【休館日】

月曜日(祝日の場合は翌平日)、
展示替休館、年末年始

【開館時間】

10時～17時30分(入館は17時まで)



年末火災予防運動

12月19日(木)から12月31日(火)までの期間、年末火災予防運動を実施します。

年末の時期は、暖房器具を使う機会が多くなります。外出前やおやすみ前に火の元の確認を行いましょう。

大切な命や財産を火災から守るため、火の取り扱いには十分注意しましょう。

【問い合わせ】

高市消防署 予防課予防係
☎5214499



奈良県消防協会高市支部

合同出初め式

明日香村・高取町の両町村消防団員の消防技術の向上と規律・士気の高揚、有事における相互連携

を目的に、合同出初め式を開催します。

【日時】

1月18日(土)
10時45分頃(小雨決行)

【会場】

明日香村役場庁舎前

※役場前駐車場は放水演習披露会場となるため、小学校運動場が観覧者用臨時駐車場となります。

※警報発令や荒天の場合には、防災行政無線で中止をお知らせします。

【問い合わせ】

総務財政課
☎5412001

「人権デー」と「人権週間」

国際連合は12月10日を「人権デー」と定め、行事の実施を呼び掛けています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、関係機関などの協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間

を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

■人権相談

【日時】

12月12日(木)
13時～15時

【場所】

明日香村中央公民館

【内容】

いじめ、体罰、差別や嫌がらせなどによる人権侵害に関する相談

【相談員】

人権擁護委員

【問い合わせ】

住民課

☎5412282

■中学生人権作文表彰式と人権のつどいin大淀

【日時】

12月8日(日)
13時～15時50分

【場所】

大淀町文化会館

(あらかしホール)

※詳細は奈良地方法務局HPをご確認ください。



▲奈良地方法務局
人権擁護課 HP

【問い合わせ】

奈良地方法務局人権擁護課

☎074212315457

8時30分～17時15分

(土・日・祝日を除く)

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

拉致問題等について実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とされています。

拉致問題の解決をはじめとする人権侵害問題について、関心と認識を深めていくことが大切です。

■拉致問題を考える講演会とコンサートの集い

【日時】

12月15日(日) 13時～16時

【場所】

なら100年会館大ホール

【問い合わせ】

近畿ブロック人権擁護委員連合会事務局

☎0669421196

9時～17時(土・日・祝日を除く)

✉ r6.rachi.nara100@outlook.jp